資料４

平成３０年度第２回対策本部会議　審議・報告・その他

提　出　日：平成３０年１２月４日

担当部・課：福祉部生活再建支援課

① 件　　名
復興公営住宅等移転補助金交付事業の申請期限の延長について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 応急仮設住宅の早期解消と復興公営住宅等の賃貸住宅への移転を対象とした石巻市復興公営住宅等移転補助金（以下「移転補助金」という。）の申請期限については、応急仮設住宅等からの移転を促進するため、現行では平成３１年３月３１日までとしているが、仮設住宅入居者の特定延長に再延長が認められたことから、移転補助金の申請期間をさらに延長する必要が生じている。 【目的】 移転補助金の申請期間を延長し、賃貸住宅への移転費用等に対する支援を継続することにより、応急仮設住宅からの円滑な移転を図ることを目的とする。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画「施策大綱２　市民の不安を解消しこれまでの暮らしを取り戻す」
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成２６年５月　石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱の制定 平成２７年６月　石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱の一部改正 平成３０年３月　〃　（申請期限の一年間延期）
⑤主な内容
【申請期間の延長】 移転補助金の申請期間を「平成３１年３月３１日まで」を「平成３２年３月３１日まで」とし、１年延長するもの。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
（１）影響及び効果 仮設住宅入居者の移転費用の負担軽減が図られる。 （２）財源措置等 平成３１年度事業費　３，０００千円（３０件） 財源：震災復興基金
⑦他の自治体の政策との比較検討
管内実施市町　東松島市（平成３２年３月３１日まで）、女川町（平成３３年３月３１日まで）
⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成３１年３月１日改正施行予定
⑨その他
周知方法：　市ホームページ、市報、退去手続き時に当該世帯へ直接周知